

IV 周辺施設

1 周辺施設整備の基本的考え方

「だれもが遊べる児童遊具広場」に至るまでに利用する施設も重要である。公園の出入口や駐車場、そこから広場までの園路、トイレ、休憩所など、広場利用のための主要な施設が安全、快適で利用しやすい状態に整備されていることが必要である。

これらの施設には「整備基準」が定められている施設が多いので、新規整備、改修の際には、整備基準を遵守すること。

【解説】

整備基準については、「Ⅱ 整備 （2）法令・基準等」の遵守を参照すること。

（再掲）

東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例による

「整備基準」をもつ公園施設

- ・ 園路及び広場（出入口、通路、傾斜路を含む）
- ・ 屋根付き広場
- ・ 野外劇場及び野外音楽堂
- ・ 便所
- ・ 掲示板、案内板及び標示
- ・ 休憩所及び管理事務所
- ・ 駐車場
- ・ 水飲場及び手洗場

注：自然条件や文化財保護等に係る適用除外規定もある。

なお、地方公共団体で、同様の条例や基準等を制定している場合は、当該条例、基準等に準拠すること。

2 主な周辺施設

主な施設には、以下のような施設があげられる。

【解説】

「だれもが遊べる児童遊具広場」を整備する際には、広場に至るまでの以下のよう施設を整備・充実させていく必要がある。

表Ⅳ－２－１ 「だれもが遊べる児童遊具広場」の主な周辺施設

NO	主な周辺施設
(１)	利用する公園出入口
(２)	利用する駐車場
(３)	利用する案内・表示
(４)	利用する園路
(５)	利用するトイレ
(６)	利用する休憩所
(７)	最寄りの管理事務所
(８)	自転車置場

注：小さな公園において、特に広場の区域を定めない場合は、公園内において利用するすべての施設を、整備改修の対象とする。

それぞれの施設について、以下に解説する。

(1) 利用する公園出入口

□車止めについて

- ・車いすの通行が可能な幅を確保する。特に、バイク防止を厳重にしている出入口においては、車いす通行に配慮する。
- ・色や形状は視覚障がい者等に配慮する。
- ・電動車いすは、手動の車いすと規格は同じであるが、方向転換にやや広いスペースが必要となる。また、双子用ベビーカーは幅があるので、留意が必要である。

□案内・表示

- ・「(3) 利用する案内・表示」の項参照。



写真1 公園出入口(1) 段差がないこと、車いすの走行に車止めが支障ないこと等が重要。(都立砧公園)



写真2 公園出入口(2) 車止めの間隔が広め、左手前の案内図は点字付き。(都立城北中央公園)



写真3 公園出入口(3) バイク進入防止が厳重な出入口は、車いすへの十分な配慮が必要。(都立武蔵野中央公園)



写真4 公園出入口(4) バイク進入頻度が低い出入口の例。車いすは楽に通過できる。(辰巳の森公園 東京都)

(3) 利用する案内・表示

□広場の位置、バリアフリースイレの位置を明示

- ・公園出入口、あるいは駐車場には、「だれもが遊べる児童遊具広場」の位置とバリアフリールートがわかる案内板が必要となる。

□バリアフリーマップ

- ・大きな公園では、あらかじめバリアフリーマップなどを作成し、配布できるようにしておく。



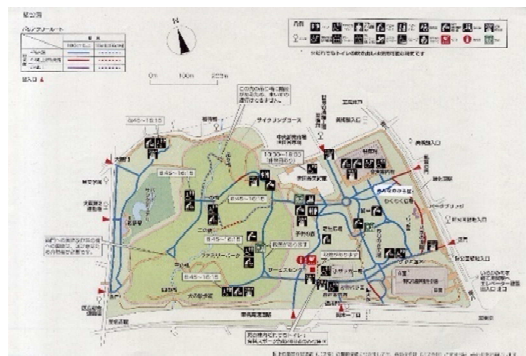
写真1 出入口部の公園案内図 右側は触知案内板。視覚障がい者用誘導ブロックも敷設されている。(都立砧公園)



写真2 案内図 広場の位置やバリアフリースイレ等の位置が表示されている。(都立砧公園)



写真3 写真1内右側にある案内板 左側が触知案内図、右側が点字案内文となっている。(都立砧公園)



案、トイレ付近に掲示して情報提供する。(都立砧公園)

Ⅳ 周辺施設

（４）利用する園路（転落防止等・傾斜路・階段・排水溝（ます）を含む）を含む

□園路と広場の位置関係

- ・広場は、都市公園の移動等円滑化園路か、それと同等機能を持つ園路沿いに整備する。

□アクセシビリティの確認

- ・転落危険箇所、傾斜路、階段、排水溝（ます）等は、問題があれば改修する。
- ・わかりやすい色彩や、ピクトグラムで誘導できるようにする。
- ・やむを得ず、広場までの距離が長い場合は、途中にベンチなどを設置する。



写真1 広場へ向かう園路 バリアフリーが前提。凹凸がなく滑りにくい舗装とする。
（都立砧公園）



写真2 広場沿いの幹線園路 できるだけ広い園路沿いに広場を整備する。（都立駒沢オリンピック公園）



写真3 高低差のある場所の園路等 整備基準に適合しているか確認する。
（都立舎人公園）



写真4 排水溝（ます） 園路の外側に設置されている。（世田谷区立二子玉川公園）

(5) 利用するトイレ

□配置

- ・トイレは、広場の近く、見通しの良い場所に整備する。広場を後から整備する場合にも、トイレとの位置関係は十分に検討する。

□バリアフリースイール※の設備

- ・トイレはバリアフリースイールとし、大きいベッド、オストメイト、ベビー用便器などの設置の検討を行う。
- ・大きな広場では、簡易型多機能トイレを含め複数設置することが望ましい。

※バリアフリースイール：これまで、だれでもトイレ、多目的トイレ、多機能トイレなどの名で呼ばれてきたトイレを、令和3年度より国土交通省は「バリアフリースイール」と呼ぶこととしている。これに合わせて、本ガイドラインでも、バリアフリースイールの名称を使用。

□色彩

- ・トイレの色彩は、公園の景観に調和し、ある程度認識しやすい色彩とする。
- ・トイレ内部も、認識しやすい色彩とする。

□案内・表示

- ・ピクトグラムや触知図など、わかりやすく認識しやすい表示を行う。



写真1 バリアフリースイール 駐車場脇にあり、明るめの色彩なので認識しやすい。
(都立砧公園)



写真2 左の写真のトイレ前にある案内トイレ内の施設配置を触知案内板で示している。
(都立砧公園)



写真3 色彩区分を強調したトイレ 色覚障がいの人にも識別しやすい色彩を使用している。
(練馬区立豊玉公園)



写真4 音声装置のついたバリアフリースイール 視覚障がいの人利用が多く想定される場合は設置する。
(都立小金井公園)

Ⅳ 周辺施設



写真1 景観調和する色彩のトイレ
遠くからも視認しやすく、公園の景観に調和している。(都立小金井公園)



写真2 大きめのベッド 保護者等から要望の多い設備である。(都立亀戸中央公園)



写真3 高水準のトイレ(1) 広場の近くには、オストメイトなども備えたトイレの設置が望まれる。(都立砧公園)



写真4 高水準のトイレ(2) オストメイトのほか、ベビー用便器もあるトイレ。(新宿区立新宿中央公園)



写真5 トイレのピクトグラム 大きくてみやすい表示(都立公園)



写真6 トイレの案内板 どのトイレにどんな設備があるかを知らせている。(都立小金井公園)

（６）利用する休憩所

□施設

- ・ベンチ、野外卓等を配置する場合は、車いす使用者も一緒に休憩できる施設や配置とする。



写真1 広場に通じる園路沿いの休憩所
車いすでも休憩できるようにする。
（都立砧公園）



写真2 園路沿いの休憩所 ベンチとベンチの間に車いすも入れる配置。
（世田谷区立二子玉川公園）

（７）最寄りの管理事務所

□配置

- ・管理事務所と広場は、できるだけ近い位置とすることが望まれる。

□より行き届いたサービス

- ・管理事務所では、より行き届いた、以下のようなサービスを提供する。
 - ・手話、筆談などのサービス
 - ・救護室の整備・提供
 - ・室内休憩室、授乳室の整備・提供
 - ・バリアフリーマップの作製・配布
 - ・AC 電源の提供（電動車いすや医療機器の充電へ対応。）
 - ・AED の設置



写真3 管理事務所 できるだけ広場に近い位置関係が望まれる。広場との距離は約400m。（都立砧公園）



写真4 公園ビジターセンター 1階は休憩室。授乳室やトイレもあり、遊具広場と隣接している好事例。
（世田谷区立二子玉川公園）

Ⅳ 周辺施設

(8) 自転車置場

□配置

- ・広場内は、原則として自転車は禁止とする。その場合は、広場の出入口周辺に、自転車置場を設置する。
- ・公園自体が自転車乗入を禁止している場合は、公園出入口付近に自転車置場（バイクを含む）を設置する。

□規模

- ・広場の規模や想定利用者数等から設定する。



写真1 広場近くに整備された自転車置場
(都立砦公園)



写真2 道路沿いの駐輪場 バイクも駐輪
可能 (練馬区立豊玉公園)